

審議会運営上の申し合わせ事項及び傍聴規約の確認

1 審議会の公開及び傍聴時のルール

- (1) 録音・写真・ビデオカメラ等による撮影は原則不可とする。
ただし、審議会の決定により許可した場合はこの限りでない。
- (2) 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は傍聴者に退席を命じることができる。
- (3) 傍聴規約は、別紙中野区人権施策推進審議会傍聴規約（案）のとおり。

2 議事録（要旨）

- (1) 議事録を作成し、ホームページで公開する。
- (2) 議事録の発言者氏名は原則として記載する。

3 審議会開催方法

- (1) 審議会の開催に当たって、やむを得ない理由により対面での議事が困難であると会長が認めるときは、書面又はオンライン等により審議会を開催できるものとする。
- (2) 書面開催とする場合、議事への可否表明及び意見については、文書により行うことを原則とする。

中野区人権施策推進審議会傍聴規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、中野区人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴について必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴者の定数）

第2条 傍聴者の定数は15人以内とする。ただし、会長が必要と認めたときは15人を超えることができる。

（撮影及び録音）

第3条 傍聴者は、原則として、審議会の会議を撮影または録音することができない。ただし、会長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（傍聴者の退場）

第4条 会長は、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす者に退場を命ずることができる。